弁理十登録公告

令和元年7月17日に行った弁理士の登録及び抹 消した者を弁理士法第27条の規定により次のとお り公告します。

登 録

ı	月 日	登録番	:号		氏	名
ı	7月17日	219	60		温品	博康
ı	7月17日	219	61		富士川	[雄
ı	7月17日	219	162		中村	努
ı	7月17日	21963		今村玛	為英子	
ı	7月17日	21964		掛井	孝俊	
ı	7月17日	21965		大谷	正梓	
ı	登録抹消					
ı	年月日	登録番号	氏	名	事	由

令和元年 09539 中嶋 申請抹消 6月30日 **令和元年** 17127 小林 克行 申請抹消 6月30日

> 弁理士数 11.511名 (令和元年7月17日現在)

令和元年8月5日

日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記 公告

令和元年7月17日に弁理士の登録に特定侵害訴 訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法 第27条の5に基づき次のとおり公告します。

付 記

月 日 登録番号 氏 名 20368 平松 拓郎 7月17日 特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理 士総数 3.384名

(令和元年7月17日現在)

令和元年8月5日

日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記の とおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士

氏 名 中津 晴弘 登録番号 7277

霞が関ビル4階

集あすか法律事務所

- 3 処分の内容 業務停止1月
- 4 処分が効力を生じた年月日 令和元年7月18日

令和元年7月18日 日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が平成30年12月27日に告知し た同会所属弁護士越知保見会員(登録番号20193) に対する懲戒処分(業務停止3月)について、同 人から行政不服審査法の規定による審査請求があ り、本会は、令和元年7月9日、弁護士法第59条 の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本 件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は令和 元年7月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公 告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定に より公告する。

令和元年7月16日

日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成30年7月17日に告知し た同会所属弁護士野村修也会員(登録番号31239) に対する懲戒処分(業務停止1月)について、同 人から行政不服審査法の規定による審査請求があ り、本会は、令和元年7月9日、弁護士法第59条 の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本 件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は令和 元年7月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公 告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定に より公告する。

令和元年7月16日 日本弁護士連合会

裁決の公告

香川県弁護士会が平成30年10月22日に告知した 同会所属弁護士生田暉雄会員(登録番号22848) に対する懲戒処分(業務停止6月)について、同 人から行政不服審査法の規定による審査請求があ り、本会は、令和元年7月9日、弁護士法第59条 の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本 件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は令和

事 務 所 東京都千代田区霞が関3-2-5|元年7月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公|1 失効した免許状 告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定に より公告する。

令和元年7月16日

日本弁護士連合会

厚牛年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、 令和元年7月17日厚生労働 大臣の承認により清算を結了したので、公的年金 制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金 保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過 措置に関する政令(平成26年政令第74号)第3条 第2項の規定によりなおその効力を有するものと された公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 26年政令第73号) 第1条の規定による廃止前の厚 生年金基金令(昭和41年政令第324号)第47条第 2項に基づき公告します。

令和元年8月5日 静岡県島田市中河737 ヤマシタコーポレーション厚生年金基金 代表清算人 山下 和洋

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、令和元年7月17日をもって 清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関 する政令(平成26年政令第74号)第3条第2項の 規定によりなおその効力を有するものとされた公 的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚 生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴 う関係政令の整備等に関する政令(平成26年政令 第73号)第1条の規定による廃止前の厚生年金基 金令(昭和41年政令第324号)第43条に基づき公 告します。

- 1. 代表清算人氏名 山下 和洋
- 2. 住所 静岡県島田市中河737

令和元年8月5日

ヤマシタコーポレーション厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10 条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和元年8月5日

愛知県教育委員会

- (1) 氏名及び本籍地 藤田 俊介、愛知県
- (2) 免許状の種類、番号、授与年月日及び授与 権者

ア 小学校教諭1種免許状、平23小1第626 号、平成24年3月17日、愛知県教育委員会 イ 特別支援学校教諭1種免許状 知的障害 者に関する教育 肢体不自由者に関する教 育 病弱者 (身体虚弱者を含む。)に関する 教育、平23特1第143号、平成24年3月17 日、愛知県教育委員会

- 2 失効年月日 令和元年7月17日
- 3 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、50~70歳位の男性、身 長174cm位、中肉、短髪白髪、左首筋に約0.5cm のほくろ、着衣・遺留金品なし

上記の者は、平成31年3月7日午後10時30分、 住吉区苅田10-6-32で発見されました。死亡は 平成31年3月7日午後6時(推定)、発見場所に 同じ。死因は高血圧性心疾患(推定)。遺体は検 視の上、小林斎場にて火葬に付しました。心当た りの方は当区役所生活保護業務主管課まで申し出 てください。

令和元年8月5日

大阪市

住吉区長 朝川 晋

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、55~75歳位の男性、身 長171cm、中肉、白髪交じり短髪、上着、長袖 Tシャツ、ズボン、現金18,167円、眼鏡、ライ ター、鎌2本

上記の者は、平成31年4月26日午前8時20分頃、 西成区南津守2-3工事現場内で発見されまし た。死亡は平成31年4月26日午前2時頃、発見場 所に同じ。死因は縊頸。遺体は検視の上、小林斎 場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役 所生活保護業務主管課まで申し出てください。

令和元年8月5日

大阪市

稔 西成区長 横関